

いきいき四国通信Vol.75

（四国地方整備局からのメッセージ）

◆◆◆四国地方整備局トピック 2016.5.13◆◆◆

建政部長の渡邊です。日頃より建政部の業務にご理解、ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて今回は建政部の業務の一つである住宅建築行政の中から、増加する空家への対応について、国の施策を中心にお話しさせていただきたいと思っております。

平成25年の住宅・土地統計調査によると、全国の空家の数は820万戸に達し、空家率は13%を超えるまでに増加しており、特に四国4県は全国で2番目から5番目までに位置し、4県とも17%以上の空き家率と全国平均を大きく上回っています。また今後も急激な人口減少、少子高齢化の進展に伴い、空家の数が増加していくと見込まれています。

このような中で、昨年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、国として本格的な空家対策に踏み出しました。同法は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生等地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の所有者調査に固定資産税情報の内部利用を可能にするとともに、倒壊等の保安上危険となるおそれのある状態等の空家を特定空家として市町村長が必要な措置を勧告、命令又は代執行できる等を規定したものです。

同法に基づき特定空家とされると固定資産税の住宅地特例（原則6分の1に軽減するもの）の対象から除外されてしまうという所有者にとってはムチのような法律ですが、国土交通省は、このような強制的な措置だけでは空家の問題は解決していかないと、今年度新たな予算措置や税制上の措置をアメとして用意いたしましたので、いくつかご紹介させていただきます。

予算措置としては、従来の社会資本整備総合交付金とは別枠の補助制度が創設されました。一つは「空家等対策計画」に基づく空家活用等をまちづくりとして取り組む市町村を重点支援する「空き家対策総合支援事業」、もう一つは空家対策特措法に基づく先駆的な取組の検討・実施を国が支援し、その成果を全国に展開していくことを目的とした「先駆的空き家対策モデル事業」です。

また税制上の措置としては、相続人が相続により生じた古い空家等を耐震リフォーム又は取り壊して譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例が3年間の時限措置として創設されました。この特例は、従来の住宅税制が居住を要件としていたことからすると、それを不要とした画期的なものであるといえます。

古い耐震性能の不足する空家は、そのまま放置されると、今後四国で発生懸念される南海トラフ巨大地震等により倒壊するおそれがあり、これが道路等を塞ぎ、住民の避難や救助活動等の妨げとなることが考えられ、四国地整ではその観点から、空家の除却による防災上の効果のシミュレーションも行っておりますので、参考にしてください（四国地整のHPの「建政部」の「すまいの安全・安心への取組」参照）。

また空家をまちづくりに活用していこうという取組も各地で行われており、単に住宅として再生するだけでなく、地域活性化のための観光交流施設や除却後の敷地を市町村がポケットパークや防災用地として活用するという事例も見られます。少子高齢化を迎える今後は空家を不足する介護や保育のための施設として活用するほか、地域コミュニティを復活させる拠点として空家をまちのサードプレイス（生活する場としてのファーストプレイス、仕事をする場としてのセカンドプレイスの中間に位置するコミュニティの交流の場としてサードプレイスという場の重要性が近年注目されています。）として生かしていくことも考えられます。なお自治体の取組事例等は（一社）すまいづくりまちづくりセンター連合会のHP「空家住宅情報」に多数紹介されていますので、参考にしてください。

増え続ける空家への対応を前に、自治体の中にはどこから手を付けたら良いのかと判断に迷うところもあると聞いていますが、こう見てくると、決して後ろ向きの対応

ばかりのものではなく、うまく進めていけば地域の宝を再発見し、新たなまちづくりにつながっていく取組となる可能性を秘めたものであると言えます。四国地整備政部では、今年度から空家対策について意見交換、情報交換する場を設け、四国の自治体の空家対策やそれを踏まえたまちづくりを積極的に支援していきたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

四国地方整備局

建政部長 渡邊 裕

■新たな「四国圏広域地方計画」および
「四国ブロックにおける社会資本整備重点計画」

【四国圏広域地方計画推進室（企画部 広域計画課）】

◇四国圏広域地方計画◇

四国地方整備局HP (<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>)

四国圏広域地方計画は、急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、四国圏域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）の現状や課題を踏まえ、「対流促進型国土」構想をもとに、「稼げる国土」、「住み続けられる国土」の実現を目指し、今後概ね10年間の四国圏の自立的・持続的発展に向けた将来展望を描くものとして、2016年3月29日に国土交通大臣決定されました。

本計画の推進に当たっては、他圏域とも連携して取り組んでいくとともに、各目標の実現に向け進行管理を適切に実施していきます。

◇四国ブロックにおける社会資本整備重点計画◇

四国地方整備局HP (<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/jyuuten/index.html>)

四国ブロックにおける社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）に基づき、四国圏広域地方計画で示す将来ビジョンの実現に向け、四国地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に推進するために策定された計画で、平成28年3月29日に決定されました。

計画には、基本戦略、重点目標、プロジェクトがあり、計画期間（平成32年度まで）に実施する重点施策とその進捗を示す指標を明示し、本計画の着実な推進を図っていきます。

■平成28年熊本地震による被災地支援のためTEC-FORCEを派遣しました

四国地方整備局から、平成28年熊本地震による被災状況の迅速な把握や被害の拡大防止と被災地域の復旧を支援するため、地震発生の翌朝よりTEC-FORCEを派遣しました。

対応状況は以下のとおりです。

【被災地への支援】

1) 四国地方整備局 支援対策本部の設置
四国地方整備局では4月14日(木)に支援対策本部（本部長：四国地方整備局長石橋良啓）を設置し、被災地域への支援を行っています。

2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
熊本地震の被害状況調査のために、職員合計107名、のべ派遣日数733人・日を現地に派遣しました。（5月9日現在）

◎司令部（先遣隊）（14名）【派遣日：4月15日(金)～5月9日(月)】

<主な活動内容>

- ・九州地方整備局災害対策本部と、TEC-FORCE 活動の総合的な連絡調整を実施

◎道路班（32名）【派遣日：4月16日(土)～5月9日(月)】

<主な活動内容>

- ・村道の橋梁点検、県道28号線等の被害状況調査を実施（熊本県阿蘇郡南阿蘇村、西原村宇及び菊池市等）

◎砂防班（32名）【派遣日：4月18日(月)～5月6日(金)】

<主な活動内容>

- ・土砂災害発生箇所において、被災状況調査を実施（熊本県阿蘇郡南阿蘇村、西原村及び菊池市等）

◎情報通信班（2名※）【派遣日：5月2日(月)～5月6日(金)】

※この他、民間企業の操作員等2名が従事

<主な活動内容>

- ・衛星通信車1台（松山河川国道事務所）を派遣
- ・衛星通信車は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村久木野庁舎にて通信確保等の復旧作業を支援

◎被災状況調査班（2名）【派遣日：4月22日(金)～4月26日(火)】

<主な活動内容>

- ・被災建築物の応急危険度判定を96箇所実施（熊本県熊本市）

◎リエゾン班（6名）【派遣日：4月22日(金)～】

<主な活動内容>

- ・熊本県上益城郡御船町において被災情報収集等にあたる現地情報連絡員として派遣

◎ロジ班（12名）【派遣日：4月15日(金)～5月9日(月)】

<主な活動内容>

- ・各班のロジ対応（連絡調整、勤務時間・健康管理等）を実施

◎災害記録班（広報班）（7名）【派遣日：4月15日(金)～5月9日(月)】

<主な活動内容>

- ・災害の状況、TEC-FORCEの活動状況等の記録及び広報資料の作成を実施

3) 災害対策用ヘリの派遣【派遣日：4月15日(金)～5月13日(金)】

<主な活動内容>

- ・被災状況調査に利用（熊本県熊本市及び阿蘇地域〔阿蘇市、南阿蘇村 外〕周辺）

4) 遠隔操縦式バックホウの派遣【派遣日：4月18日(月)～】

※この他、民間企業の操作員等11名が従事

<主な活動内容>

- ・遠隔操縦式バックホウ2台（四国技術事務所）を派遣
- ・遠隔操縦型バックホウは、国道57号の南阿蘇村立野の法面崩壊箇所（大分側）において、道路に堆積した土砂の撤去作業を実施

- 5) 災害復旧用資材・支援物資の供給
・被災地域の市町村から九州地方整備局への要請に基づき、「ペットボトル飲料水」7,940本、「ブルーシート」310枚を、四国地方整備局管内事務所から4月16日(土)に発送し、4月17日(日)に到着。
・被災地域の市町村から九州地方整備局への要請に基づき、「ペットボトル飲料水(2リットル)」3,456本を、松山港湾・空港整備事務所所有の海面清掃兼油回収船「いしづち」、港湾業務艇「くるしま」により、4月18日(月)松山港から別府港まで運搬、別府港より陸送にて順次大分県内や熊本県内の被災地に到着。

■平成28年度「水防月間」の実施について

水防月間とは、昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動を契機として、水防活動が極めて重要であることが再認識されたため、昭和62年度から毎年出水期前の5月(北海道は6月)を水防月間とし、水害から国民の生命と財産を守るため、出水期を前にした水防体制の強化を図るとともに水防の重要性を国民に周知すること等を目的として各種の行事を実施しているものです。

1. [運動のテーマ]
“洪水から守ろうみんなの地域”
2. [水防月間の重点]
 - ・水防の重要性の普及と水防訓練の実施
 - ・水防体制の強化
 - ・河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

平成28年度「水防月間」の取り組み

(1)土器川総合水防演習【平成28年5月22日(日)9:00~12:00】

洪水による被害の発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるためには、関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ円滑な水防活動を行う必要があります。

このため、土器川における洪水を想定し、国土交通省、香川県、関係市町、消防団を始めとする関係機関や地域住民の参加のもと、水防工法・人命救助・避難等を中心とした訓練を行うことにより、関係機関及び地域住民の水防活動の普及啓発を図ることを目的としています。

開催場所：香川県丸亀市垂水地先（土器川左岸生物公園前河川敷）

(2)洪水対応演習【平成28年5月27日(金)9:00~17:00】

※ダムにおいては平成28年5月26日(木)13:00から開始

出水時等の洪水予報・水防警報、ダム放流情報、海岸災害・土砂災害・地すべり災害情報等、防災情報の関係機関への迅速かつ適確な伝達、連絡を行い、防災体制の万全を期することを目的に総合的な洪水対応演習を実施します。

参加機関：国、県、市町村、(独)水資源機構、電源開発(株)、四国電力(株)、住友共同電力(株)

(3)水防管理団体との連絡会及び重要水防箇所の合同巡視

洪水時に迅速かつ確かな水防活動の実施が図られるよう巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、水防に必要な情報交換等を行います。

その他、以下のとおり実施することとしています。

- ・水防技術講習会
- ・樋門等操作員説明会
- ・ダム放流警報周知会
- ・河川管理施設の点検整備
- ・災害対策用機械の操作訓練

■山鳥坂ダム建設事業及び鹿野川ダム改造事業について

【山鳥坂ダム工事事務所】

山鳥坂ダム工事事務所では、山鳥坂ダム建設事業に加え、平成18年度より鹿野川ダムの管理と改造事業を実施しています。

○山鳥坂ダム建設事業

山鳥坂ダム建設事業は、平成25年1月の事業継続の決定方針を受け、水没予定地域の移転対象者の生活再建を早期に図るべく用地取得を進めており、水没移転対象者の8割程度の用地取得が進んでいます。

今後、早期のダム本体着手を目指して、ダム建設予定地周辺の地質調査や付替道路工事を推進して行きます。

○鹿野川ダム改造事業

鹿野川ダム改造事業は、平成30年度のトンネル洪水吐き完成、今年度秋からの選取取水設備運用開始を目指して工事進捗を図っています。

特に、トンネル洪水吐き工事については、事業進捗状況やスケール感を一般の方々に紹介する取り組みとして、トンネル貫通に合わせて、『貫通見学会』や『トンネル洪水吐きフリーウォーキング』などの「今しか見えないイベント」を開催しています。

○山鳥坂ダム“インフォメーションレディ”の活躍

山鳥坂ダム工事事務所では、女性期間業務職員作成による『シリーズ☆働く現場から』をHP上に立ち上げ素人目線での“気づき”や“感動”を盛り込み「分かりやすく伝える」取り組みを進めています。

■横瀬川ダム “平成31年度ダム完成に向けて”

【中筋川総合開発工事事務所】

横瀬川ダムは、平成2年に建設事業に着手、平成14年にダム基本計画告示、更に平成21～24年度にかけてのダム検証といった紆余曲折を経て、ダム建設事業を推進しています。

現在ダム本体工事については、3月7日に「平成28—31年度横瀬川ダム本体建設工事」に公告をし、6月には施工業者が決定される予定です。また、平成28年3月末現在、進捗率は、付替市道工事は約78%、工食用道路工事は約83%となっています。

四国地整としても中筋川ダムの工事着手（平成元年）以降四半世紀ぶりのダム本体工事に着手となるため工事着手にあたっての課題の解消や地元への説明等に努めているところです。

平成31年度完成に向け職員一丸となり事業を推進してまいります。

なお、ダム本体工事着手に合わせて、見学者にはダムカードを配付することを予定しております。

いきいき四国通信Vol.75（配信版）.txt

四国地方整備局HP

<http://www.skr.mlit.go.jp/>

「いきいき四国通信」に関するご意見等がありましたら、下記メールアドレスまでお寄せ下さい。

<mailto:skr-seibikyoku@mlit.go.jp>
《平成27年2月からメールアドレスが変わりました》

***** 「いきいき四国通信」事務局 *****

「いきいき四国通信」の配信中止・配信先変更のご希望がありましたら、事務局までFAXまたはメールにてご連絡頂きますようお願いいたします。

国土交通省 四国地方整備局 企画部
【担当】 新名、篠崎

FAX(087)811-8408
<mailto:skr-seibikyoku@mlit.go.jp>
《平成27年2月からメールアドレスが変わりました》